

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」 改正案の構成

令和 7 年 2 月
消費者庁食品表示課

改正案の構成について

- **改正の背景、課題等については、「食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」の取りまとめとして整理し、ガイドラインは別紙とする。**

本ガイドラインをもとに業界ごとのガイドライン作成が望まれることや、将来的な検討課題である「温度帯（7℃未満での管理）」については、取りまとめの中に記載する。

- **ガイドラインの後ろに、期限表示に関連する「食品表示基準Q&A」及び通知の内容を添付し、情報の一覧性を高める。**
- **本ガイドラインは、「食品表示基準Q&A」の別添として位置付ける。**

- **食品表示基準Q&A**

[food_labeling_cms201_240401_212.pdf](#)

「総則－23」、「総則－24」

「加工－13」～「加工－50」、「加工－175」、「加工－261」 2

「弁当－2」

- **食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）**

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms205_240830_02.pdf